



ジェントルハート通信

No.62

2019年夏号

発行:NPO法人ジェントルハートプロジェクト 発行日:2019年7月25日

URL:http://npo-ghp.or.jp Tel. +Fax. : 045-845-3620(小森)

定価:100円(会員無料)



「本当の謝罪とは何か？」

理事 小森美登里

いじめ問題の被害者が自ら受けた心の傷に向き合うとき、今後の人生に及ぼす大きな影響を回避するためには、何が必要でしょうか。その問題が解決や納得に至らなかったとしても、加害者から心からの謝罪を受けるといふ事は、とても重要な要素になると思いますし、その事により、心の傷を軽減できる可能性も大きいと思います。

しかし人というのは弱いもので、特に加害者の場合、少しでも自分の不法行為や過失の罪を軽減させるため、無意識に嘘をついてしまう傾向があるようです。そして、その嘘を正当化させるためにまた次の嘘を生み、その嘘でがんじがらめになりながら、いつしかその嘘が真実となってしまうことは本当にあるのでしょうか。

また、保身で嘘をついてしまう加害側の今後の人生を守る上でも、早い段階で事実を目を向け周囲が謝罪を促すことが大切だと思います。

謝罪は、被害者と共に、加害者にとっても大変重要なものなのです。

しかし、心からの謝罪を受けたとしても、被害者全員がその行為を許すわけではありません。実際に許すことの出来ない被害者が存在するのも事実です。

私は児童生徒への講演の中で、『謝っても許してくれないこともあるんだけど、どうしてだと思う?』という質問をします。

心から悪かったと反省し、その思いを伝え謝っても許してくれないと、『こんなに謝っているのに何であの子は許してくれないんだ。アタマきちゃう!』という気持ちになってしまう事にも理解を示し、続けて『でもそれって逆ギレじゃないのかな?』と問い直します。どうして逆ギレなのか?その理由は、人によって受ける心の傷の深さが違うからです。

仮に、加害行為をした側が『これぐらいのことで』と思っけていても、被害者が『人としての尊厳を深く傷付けられた』と感じていれば、その感じた思いが全てになるからです。

そして被害者の側に、『そばに来るな!二度と関わりたくない!』という思いがあるのであれば、その気持ちを尊重するのが当然ではないでしょうか。

被害者の気持ちを中心に考えた時、『相手が謝ったのだから全ておしまい。お互い握手したのだから明日から友だち。』とはなり得ないのです。

私はわが子をいじめ自殺で失い、怒りや喪失感から立ち直れたわけではありません。

そもそも私は謝罪を受けておりませんのでその影響も大きいかも知れませんが、あの人たちと二度と関わりたくもないですし、関わる事によって自分の残りの人生の大切な時間を奪われたくないというのが本心です。

残念ながら許すことなど考えられません。

この様な経験から、私は加害者は一生加害者であると思うようになりました。

しかし、これは反省して新たに生き直すことを否定するものでは決してありません。

その行為とその結果は永遠に消えるものではないという意味です。

加害側が自分の行為を背負い続けなければならぬという意味において普遍的な考え方なのではないでしょうか。

私は最近気になっている言葉に「不可逆的な解決」という表現があります。

『謝罪をしたのだから、結論が出ているものを、いつまでも蒸し返すのはやめてくれ』という意味だと思っておりますが、人権の観点から見て、これは加害者側が主張する言葉とは到底思えません。

加害の事実自体が消えるわけではないので、被害者の気持ちを中心に考えれば、しばしその問題から互いが時間と距離を置き、再度解決のタイミングを探るしか無いのではないのでしょうか。

ドイツの戦後処理のように自国の非を認めた上で、今なお謝罪をし続けている姿勢こそが、被害者の心を癒やす上で必要不可欠な姿なのではないでしょうか。

今回の通常国会ではいじめ防止対策推進法の改正が実現されませんでした。

学校はまた嘘をつき続け、重大な過失の責任もとらず、謝罪もしない状況が更に続くのでしょうか。

教員の緊張感を生む事の出来ない現行法の下、また子どもの心は傷つき、自殺へと追い込まれることになると思います。

これは誰の責任なのか、何が原因で子どもたちは今も死に続けているのでしょうか?

私は真の謝罪の意味を問うことで、再発防止につなげたいと考えています。

◆私たちはどうして法改正を求めているのか？

代表理事 小森新一郎

いじめが、社会問題化してから30年以上が経過しています。また、最近の報道を見ても多くの悲惨な自殺事件が起きており、基本的に、この流れはほとんど改善されていないように感じています。

多くの事例において、学校(教員)はいじめに対して放置をしたり、見て見ぬ振りを繰り返しており、早期に手を打つケースはあまり多くありません。当然のように、事態は深刻化し、間違った対応も多く見られます。ひとたび問題が顕在化してしまうと学校(行政)全体で隠蔽もしくはいじめ自体が存在しなかったという対応をとらざるをえなくなってしまうという繰り返しが、際限なく続いています。

その結果、被害者と学校サイドが対立し、問題が泥沼化してしまう事例が非常に多く見られます。そして最終的にはごく一部の被害者が裁判を起し、残りのほとんどの被害者は泣き寝入りを余儀なくされるといった状況に追い込まれています。一口に泣き寝入りといっても、被害者にとってはその後徐々に記憶が薄れるといった類いのもではなく、何十年もの長期にわたって人生そのものを左右してしまうほど大きな心の傷を残してしまいます。

私たちが活動を始めた20年ほど前から、どうしたらいじめ問題を解決することが出来るだろうかと、様々な議論がされてきましたが、決定打と言えるような対策を見つける事は出来ていません。

その要因としては様々なものが考えられますが、

- ① いじめ問題自体を被害者の問題に矮小化して捉えられてきており、膨大な予算と共に導入されたスクールカウンセラーにしても、大きな成果があったのでしょうか？(被害者の訴えを聞くという一定の役割があったとしても)
- ② 「どうすれば早期発見できるか」とか、「被害者のSOSに気づくには」といった議論も、基本的に面倒には関わらないスタンスをとる学校現場についての言い訳作りにしかかかっていないように感じます。
- ③ 一部から支持された厳罰化の流れも、説得力に欠けていて、効果があったといった話は聞いたことがありません。

私は、これまでいじめ自死被害者遺族として活動する中、様々な観点からこの問題を考えてきましたが、その中で、いくつかのポイントに着目しています。

- ◆ いじめ問題はいじめられている子ども(被害者)の問題ではなく、いじめをしてしまう子ども(加害者)の心の問題ではないか？
- ◆ いじめ問題の本来の解決とは、被害者側の心を



【 文部科学省における記者会見の様子 】

強くするといったような抽象的な精神論的方法ではなく、いじめをしてしまう子どもに、その行為の卑劣さを気づかせ、反省させる事に重点を置くべきではないか？

- ◆ いじめ問題は、どうしてその行為をすぐに止める事が優先されないのか？
- ◆ いじめ問題は、人権問題そのものであり、今の人権教育のあり方自体も含めて、私たちに問い直されているのではないか？
- ◆ いじめ問題は、子ども同士の複雑な関係性を念頭に置いて対応しなければならず、子ども同士の自律的な解決に頼りきってしまうことなく、親や教職員の連携及び関与が必須ではないか？
- ◆ そもそも教職員はいじめ問題の正しい解決方法を知っているのか？
- ◆ 今の学校組織において、いじめ問題に対し教職員間の連携をとれる環境にあるのか？

当法人の最近の活動は、上記のような前提を踏まえながらのものです。

こうした中、大津の事件をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が成立、施行される事になりました。施行当初は『まだ不十分なところはあるが、これでいじめは減らす事が出来るのではないか』という期待を持ち、成り行きを見守ってきました。

しかし、その後の子供の自殺もあとを絶たず、学校・行政の放置、隠蔽体質も変わる気配が見えてこないのが実際の姿でした。

当然のことながら、当初予定されていた法案の見直しもされないまま、昨年3月には総務省からも是正勧告が出される事態になってしまいました。

その是正勧告の内容は以下のようなものです。

① いじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底。

② 法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底。

③ いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底。

また、こうした流れの中、更に、この是正勧告に逆行し骨抜きにするかのような意見が、出てくるようになったことにも危惧を抱いています。

被害者救済のため、法律の中にやっとの思いで書き込まれた「被害者が心身に苦痛と感じたもの」といういじめの定義としていた文言を、定義が広すぎて対応が難しくなるからといった理由で限定的な解釈をすることによって、いじめと認めにくい環境を作ったり、冤罪事案を持ち出して、いじめを申告しにくい環境を作ろうという動きが出てきています。

子どもが亡くなり続けている中、こんな事をいつまで続けるつもりでしょうか？

また、2017年に文部科学省から出された指針においても、具体的な内容が示されています。これは『何をしてよいかわからない』といった現場の声に対する反証となってると思っています。それを踏まえた上で今回のような意見が出ること自体、文部科学省からの文章に目を通すことすらしていない現状が明らかとなっているのではないのでしょうか。

いじめ防止対策推進法は子どもの命を守るための法律と思っておりましたが、今回の超党派の議員勉強会に出された座長試案を見ていて、実際には子どもや被害者の事を全く視野に入れていなかったのではないかと、いった疑念がどんどん大きくなっていました。

全ての子どもたちを取り巻いている『いじめ問題』（人権問題）を軽視すれば、必ず大きなしっぺ返しを受けるということが容易に想像できます。



【 参議院議員会館における勉強会の様子 】

こうして何も状況が改善されず、子どもたちが亡くなり続けている現状が放置されている事の裏側に、今回のように教育関係者が正面からいじめ問題に向き合うことなしに、小手先のことだけで逃げ回ってばかりいたからだと思うと、亡くなっていった子どもたちに申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

いじめ防止対策推進法においては、憲法に保障された基本的人権や個人の尊重義務といったものは、子どもには適用されないと考えているのでしょうか？

私たちは講演活動で全国に出向いておりますが、その講演後に書いてもらう子どもたちからの感想文（大人へのお願い）を読んでも、子どもたちからの信用を得ている教育関係者や大人は非常に少ないという、悲しい現実があります。そういったことも、しっかり自覚するべきだと思います。

また、一部の報道等で、遺族・被害者が学校・教育委員会に対して報復的な厳罰化を感情的に求めていると取れる報道もありますが、反面、メディアなどに於いても今回の法改正の問題点として、上記の点を指摘するものも出ています。

しかし、こういった極論を遺族・被害者全体の意見として押しつけることに、かなり無理があるのではないのでしょうか。遺族・被害者感情は人によって様々ですが、安易な報復論に乗る人たちがばかりではありません。

私たちは、いじめ防止対策推進法は学校・教育関係者が子どもたちから目をそらすことなく、いじめと真正面から向き合うために、無くてはならない法律だと考えます。

現場が萎縮する等といった根拠の希薄な反論もありますが、少しでも何らかの具体的な対策を講じてから言って欲しいと思うのは、私たち遺族・被害者だけではないと思います。

講演において私たちはいじめ問題の悲惨さを伝えるとき、よく虐待の話をしていきます。

虐待の例 ①身体的暴力・②言葉による心理的暴力・③ネグレクト・④性的暴力

いじめの例 ①殴る蹴る・②悪口、暴言、屈辱、脅迫・③無視・④下着を脱がす

この対比を見れば、いじめは虐待行為と同一と解釈できます。

そして、児童虐待防止法には通報義務が課せられています。『虐待を見て見ぬ振りではダメですよ』と法律に書いてあるのです。

一方、いじめはどうでしょうか？子ども同士では加害者には怖くて言えない。担任教師に言っても様子見を続けるだけだったり、握りつぶしたりする。保護者が学校や教育委員会に言ってもモンスターペアレンツ扱いされて学校コミュニティーの中で孤立させられる。といった状況が続いているのです。

奇しくも、この6月に児童虐待防止法の改正案が全会一致で参議院で可決成立しました。

今回のような悲惨な事件が立て続けに報道されている虐待の問題においても、本来ならば、もっと早く救える命があったのに・・・という思いになります。

いじめ問題においても同様の思いを事後になってしないためにも、虐待同様に法改正を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

昨年末に出された超党派議連の事務局案は、学校がすべきこととやってはいけないことを具体的に示したものであり、なおかつ、これより以前に文部科学省から出された指針に沿ったものと理解しています。

この改正案に反対を表明している人たちは、学校としてはこれ以上面倒なことは何一つしたくないという事を宣言していると見る事が出来るのではないのでしょうか。

残念ながら今国会において具体的に審議されることはなかったのですが、今のままの理念法として、日本各地で無視され続けているいじめ防止対策推進法に対して、その実効性を高めていき、しっかり子どもの命を守る法律として、是非とも早い時期に法改正をして欲しいと思っています。

今後、引き続き皆さんの厳しい目でこの法改正問題の着地点がどうなるのかをしっかりと見続けていただきたいと思います。諦めないことが大事ですから……



～ 神奈川県子ども未来ファンドのイベント紹介 ～

全国の小・中・高生が受けたいじめ認知件数(2017年度)は41万件、平成29年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は13万3,778件(速報値)とそれぞれ過去最多を記録しています。4年目となるセミナーでも継続して、増加の一途をたどる「いじめ」「児童虐待」「子どもの貧困」を取り上げていきます。

◆ 子どもみらいセミナー ① いじめストップ！ ◆

日時 2019年8月18日(日) 14:00～17:00
 定員 先着80名
 受講料 2,000円(1回のみ参加)
 場所 横浜中央YMCA 9階講堂(横浜市中区常盤町1-7)
 講師 小森 美登里さん NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事
 齋藤 有子さん 株式会社マモル 代表取締役社長

※参加希望の方は 神奈川県子ども未来ファンドのホームページにある《子どもファンドセミナー → 子どもみらいセミナー》お申込みページからお願いします。

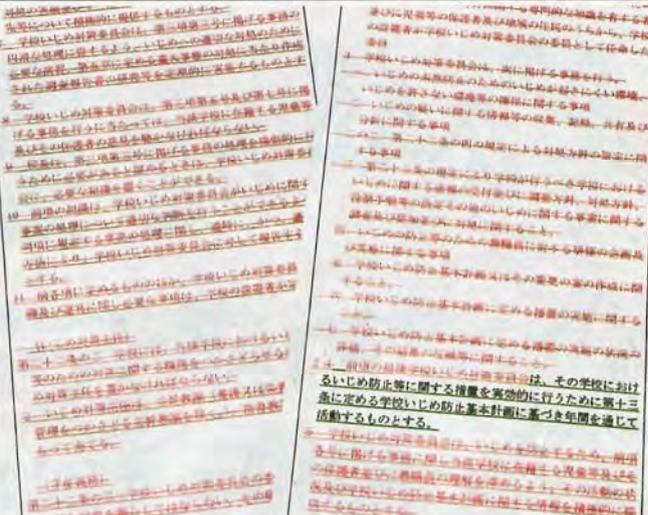
<https://www.kodomofund.com/>

いじめ防止法改正案

いじめ防止対策推進法の改正を巡る議論が迷走している。今国会への改正案提出を目指す超党派の勉強会（座長・馳浩元文部科学相）が昨秋まとめた改正案のたたき台には、いじめを未然に防ぐための具体策が盛り込まれていたが、今月十日に馳座長が示した「座長試算案」では大幅に削除。遺族は「子どもの命を守るものになっていない」と反発している。

（原尚子）

学校の取り組み 教員懲戒 消えた具体策



いじめ防止対策推進法の改正を目指す超党派勉強会の座長試算案。「たたき台」にあった文言が大幅に削られた

遺族「子の命守れない」

いじめ防止法に基づく適切な対応がされなかった例

- 2014年8月 鹿児島県立高1年男子が自殺。スリッパを隠されるなどのいじめを繰り返し受けたが、県教委の第三者委は「いじめと特定できない」と結論。自殺から4年後に県の第三者委がいじめを認定
- 15年11月 茨城県取手市立中3年女子が「いじめられたくない」と書き残して自殺。最初に調査した市教委は「重大事態に当たらない」と議決。自殺から4年後に県の調査委が因果関係を認める報告書を出し、担任の指導などの言動がいじめを誘発し助長したとした
- 16年8月 青森市立中2年女子が自殺。ネットなどでのいじめの訴えを学校が両親から受けたが、自殺を防止できなかった。また市教委の審議会はいじめを認定したが、自殺との因果関係を認めず「思春期うつ」とした

いじめ防止法の付則には「施行後三年」の二〇一六年をめどに、必要な措置を講じると明記されているが、既に五年以上が経過した。いじめ自殺は後を絶たず、学校や教育委員会などの事後対応のまずさが相次ぐ中、実効性のある法改正が求められている。

勉強会は昨年夏以降、子どもをいじめ自殺で亡くした遺族や教育関係者にヒアリングを重ね、同十一月に改正案の「一条文イメージ案（たたき台）」を公表した。学校いじめ防止基本計画の策定、各学校へのいじ

議員勉強会に意見書

め対策委員会の設置、いじめ対策主任の新設など学校現場の取り組みを明確化した。

ところが、座長試算案では、教育関係者から現場の負担が増えるなどと懸念の声が上がっているとして新規の項目をほぼ削除した。教職員がいじめを放置したり、隠蔽するなど適切な対応をしなかったりした場合の懲戒規定も「現場が萎縮する」との理由で消した。

子どもの命に関わる「重大事態」が起きた場合の調査委員の人選については、

いじめ防止対策推進法 大津市の中2男子が2011年に自殺した事件を機に、自民、民主などが法案を共同提出し、13年9月に施行された。いじめ防止と実態の調査・対応について学校、自治体、国の責務を明記。いじめを「児童、生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、インターネットへの悪質な書き込みや仲間はずれなども明確に禁じた。

現行制度では利害関係者を全て禁止しているが、座長試算案では「利害関係のない者を二名以上含まなければならぬ」と後退させる表現になった。

全国の遺族有志は座長試算案に反対し、勉強会に連名で意見書を提出した。「一条文イメージ案にはいじめ対策不備を改善する内容が含まれていると強く賛同してきた。イメージ案の内容で法律を改正してほしい」と訴えている。

遺族有志の一人でNPO法人「ジェントルハートプロジェクト」理事の小森美登里さんは「現行法を現場の先生が理解していないのでいじめがなくなるなら、法律に実効性を持たせるための改正でなければ、子どもの命は助けられない」と話している。

◆ 子どもたちの感想文から

今回は、小学校1～3年生の感想文です。この学年の子どもたちへの講演では、言ってもらいと嬉しい言葉や言われると辛い言葉を子どもたち自身に判断してもらい、それらの言葉が書かれた付箋をホワイトボードに張るというワークショップを取り入れています。それらの言葉は、嬉しい言葉と辛い言葉をそれぞれ二つに分け、辛い言葉のコーナーにまとめられた言葉を再度読み直します。子どもたちは、それらの言葉を自分がなげかけられた時の気持ちを想像し、自身の心の存在、心の傷を実感してくれるようです。そんな子どもたちの感想文です。（原文のまま）

◆ 小1女子

やなことばはつかわないことにする。ばかわゆわないことにしました。うざいわゆわないことにしました。あっちいけをゆわないことにしました。

◆ 小1男子

こまっているひとをたすけたい。なっているひとをたすけたい。みんながなかよくくらすようにくらす。

◆ 小1女子

いいことばをつかいたいです。うれしいことばをつかいたいです。かなしいことばをつかいたくありません。やなことばをつかいたくありません。

◆ 小1男子

わるぐちとかかなしくなることばはぜったいにつかいたくないです。うれしいことばおずーと、そのくせをつけたいです。かなしいことばおずーとゆいたくありませんようになりたくたいです。

◆ 小1女子

こまっているひとをたすけてくれないのがいやです。みんながわらっているのがすきです。これからみんながきづついでいたらたすけてあげようとおもいます。

◆ 小1女子

いのちってかえないからいじめなんてぜったいしない。わたしはやさいしことばをつかってみたいです。ころってだいじなんだ。おともだちとこれからなかよくあそびたいです。わたしはおともだちせんせいそれからおかあさんおとうさんとなかよくいえですごしたいです。これからはずっとずっとなかよく。

◆ 小1男子

ころをとともだちのもじぶんのもたいせつにしていきたいです。

◆ 小2男子

なくなったむすめさんは元気だったころをうしなってしまうました。かなしいことやいやなことが体だけじゃなくころにもあるからだとおもいました。

だけどともだちやかぞくの人は今でもまもっています。がんばってください。

◆ 小2女子

1人じゃないよ。みんなのそばにいるよ。大じょうぶ。なかなおりしなよ。あんしんして。なみだをふいて。なかがいるよ。

◆ 小2男子

こんどからは、人にいじめたりきずつけたりしないように、人がうれしくなる言ばをいっぱいつかってともたちをつくりたいとおもいました。

◆ 小2男子

これからもみんなにやさしくしていきたいです。いじめられたらやさしくおしえてあげたいです。

◆ 小2女子

まい日やさしいことばをかけていじめがすくなくなるといいなとおもいます。じぶんがいじめをされたらいやだから、人にしないようにする。人にわる口をいわないようにする。

◆ 小2女子

わるいこと（うざい、あっちいけなど）そういうことばは言わないとわかりました。言うのと、人がつらくなってしまうからです。

◆ 小2女子

かなしいころやうれしいころのことがわたしにはつたわりました。ありがとうございます。

◆ 小2女子

いのちをなくしたくない。

◆ 小2女子

これからはことばに気をつけようとおもいました。

◆ 小2女子

いじめのことを知れてよかった。

◆ 小3女子

私は、もしも友だちがいなくなったやだなー。これからは、友だちを多くいたほうがいのかなー。もしもいなくなったら、かなしいきもちになるなー。自分も友だちをいなくならないようにいじめや、わるくちや、いわないようにしようとおもいました。

◆ 小3男子

じぶんもいじめられることもあるけどそのあといじめた人がごめんねといわれるときも、ごめんねといわれない人もいる。でも、ころについたきずはいくらあやまってもきえない。いえるとしても、大げがとおなしであとはこのころ。だからなるべくいじめはなくしていく。そしてだんだんいじめをけしたいなとおもいました。いじめをたくさんうけてくるしんでいる人を0人にしたいとおもいました。ころのきずはなにがあってもいっしょうきえないからひとになるべくやさしくしたいです。

◆ 小3女子

いじめや人のいやなことは、ぜったいにやってはいけないなと思いました。いじめられている人がいたらたすけてあげたいなと思いました。いじめはぜったいになくしたいなとおもいました。いじめをしないでやさしい心の人になりたいとおもいました。かすみさんみたいにいじめられている人がいなくなるといういな

思いました。

◆ 小3女子

わたしは、それがどんだけかなしいかは、人によってはその人しかわかりません。どんだけくるしいかもわかりません。でもできることはあります。そのひとをたすけることはできます。1人でもおおくたすければその人の心はまえよりはくるしくはないと思います。

どれだけくるしいか、どれだけかなしいか、人にたすけてもらってもくるしい気もちかなしいきもちかわかるけど、心は何年たっても心はそのままとこっていると思います。

◆ 小3男子

小森さんの話を聞いてぼくは小さいいじめ、心→いのちと大きくなってしまいさいごはいのちにかかわることや何年も何年も心のにこるきずになることがわかりました。いじめはとでも大きなことになってしまうことがわかりました。いじめはいのちにかかわることがあることがわかりました。そして、こころのきずはずーっとずーっとのこってしまうので、ぜったいしてはいけないことがわかりました。いじめは大へんなことをまねいてしまうことがとつてもふかくわかりかんじました。

～今年度も開催決定！～

◆心と体を傷つけられて亡くなった天国の子どもたちのメッセージ展◆

子どもの自殺が多いとされる特異日の9月1日、新学期の始まる前に、東京都人権プラザに於いて心と命を考えるイベントを開催します。パネル展示とトークプログラムにより命と心の大切さを感じていただけるプログラムとなっています。

期 日 2019年8月21日(水)～31日(土)【25日(日)は休館日です】

時 間 9:30～17:30 入場無料

会 場 東京都人権プラザ ロビーギャラリー 【港区芝2-5-6 芝 256スクエアビル1階】

主 催 東京都人権プラザ《指定管理者(公財)東京都人権啓発センター》

協 力 特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト

展示内容 心と体を傷つけられ、亡くなっていった子どもたちの遺影と、子どもたちが社会に投げかけた言葉、そして家族から子どもへのメッセージを集めたパネル展示

【トークプログラム】

- ①子どもたちの心身の健康と安全を守るために 8月21日(水)10:00～11:45
尾木直樹さん(教育評論家)、山崎聡一郎さん(研究者・子ども六法著者)
- ②インターネットといじめの問題 8月24日(土)14:00～16:00
スマイリーキクチさん、入江杏さん、他当法人理事等



問合せ先

(公財)東京都人権啓発センター普及情報課
電話03-6722-0085 FAX03-6722-0084
E-mail tenji@tokyo-jinken.or.jp
URL <http://www.tokyo-jinken.or.jp/>

会場へのアクセス

- ・都営三田線「芝公園駅」A1出口から徒歩3分
※ベビーカー等ご使用の方は、A3出口エレベーターをご利用ください。
- ・都営浅草線・都営大江戸線「大門駅」A3出口から徒歩7分
- ・JR線・東京モノレール「浜松町駅」金杉橋口から徒歩8分

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2019/6/8	霧島市立横川中学校	鹿児島	霧島	115
2019/6/8	関東学院中学校	神奈川	横浜	850
2019/6/17	甲府市立相川小学校	山梨	甲府	140
2019/6/18	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	190
2019/6/20	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	190
2019/6/20	野田市立川間中学校	千葉	野田	303
2019/6/22	岡山市立加茂小学校PTA	岡山	岡山	80
2019/7/1	西粟倉村立西粟倉小学校	岡山	英田郡	30
2019/7/4	野田市立福田中学校	千葉	野田	230
2019/7/10	野田市立二川中学校	千葉	野田	270
2019/7/10	新潟市立鎧郷小学校	新潟	新潟	170
2019/7/11	野田市立北部中学校	千葉	野田	505
2019/7/13	霧島市立国分中学校	鹿児島	霧島	630
2019/7/16	倉敷市立真備陵南高等学校	岡山	倉敷	130
2019/7/30	総社市教育委員会教員研修	岡山	総社	40
2019/8/2	岡山市立福田中学校区教員研修	岡山	岡山	70
2019/8/3	取手市民ネットワーク	茨城	取手	100
2019/8/8	周南市教員研修	山口	周南	50
2019/9/14	井原市立大江小学校	岡山	井原	130
2019/10/7	神奈川弁護士会司法修習生研修	神奈川	横浜	10
2019/10/9	茨城県西地区校長研究協議会	茨城	古河	100
2019/10/11	吹田市立古江台小学校	大阪	吹田	320
2019/10/18	平成31年度社会教育人権地区別研修会	千葉	木更津	290
2019/10/24	防府市立中の関小学校	山口	防府	300
2019/10/25	防府市立右田小学校	山口	防府	350
2019/10/30	矢掛町立矢掛中学校	岡山	小田郡	320
2019/11/14	柏市立柏の葉中学校	千葉	柏	190
2019/11/21	目黒区立不動小学校	東京	目黒	600
2019/11/30	柏市立柏第二中学校	千葉	柏	840
2019/12/4	霧島市立木原中学校	鹿児島	霧島	30

